

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年10月9日
【会社名】	株式会社ジェイック
【英訳名】	JAIC Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤 剛志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目101番神保町101ビル7階
【電話番号】	03-5282-7600（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画本部長 谷中 拓生
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目101番神保町101ビル7階
【電話番号】	03-5282-7608
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画本部長 谷中 拓生
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 280,172,750円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 334,620,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 100,152,000円 （注） 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和元年9月24日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集71,500株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を令和元年10月9日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し92,900株（引受人の買取引受による売出し71,500株・オーバーアロットメントによる売出し21,400株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項並びに「第四部 株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」及び「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
  - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額
  - (2) 手取金の使途

#### 第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）  
募集又は売出しに関する特別記載事項
- 3 第三者割当による自己株式の処分について

### 第四部 株式公開情報

#### 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況

#### 第2 第三者割当等の概況

- 1 第三者割当等による株式等の発行の内容

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	71,500(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

(注)1. 令和元年9月24日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、令和元年10月9日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)及び本募集と同時に行われる後記「第2 売  
出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受によ  
る売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、21,400株を上限として、S M B C日興証券株式会  
社が当社株主である佐藤剛志(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下  
「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによ  
る売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによ  
る売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、令和元年9月24日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による  
売出しとは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式21,400株の自己  
株式の処分(以下「本第三者割当」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集  
又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当による自己株式の処分について」をご参照ください。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、そ  
の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参  
照ください。

5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	71,500	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1. 令和元年9月24日開催の取締役会決議によっております。

2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)及び本募集と同時にされる後記「第2 売  
出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による  
売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、21,400株を上限として、S M B C日興証券株式会  
社が当社株主である佐藤剛志(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下  
「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる  
売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる  
売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、令和元年9月24日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による  
売出しとは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式21,400株の自己  
株式の処分(以下「本第三者割当」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集  
又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当による自己株式の処分について」をご参照ください。

3. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、そ  
の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参  
照ください。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

## 2【募集の方法】

（訂正前）

令和元年10月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は令和元年10月9日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	71,500	280,172,750	151,622,900
計（総発行株式）	71,500	280,172,750	151,622,900

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、令和元年9月24日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、令和元年10月18日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（4,610円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は329,615,000円となります。

（訂正後）

令和元年10月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は令和元年10月9日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（発行価額3,918.50円）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	71,500	280,172,750	<u>153,925,200</u>
計（総発行株式）	71,500	280,172,750	<u>153,925,200</u>

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、令和元年9月24日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、令和元年10月18日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

5．仮条件（4,610円～4,750円）の平均価格（4,680円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は334,620,000円となります。

## 3【募集の条件】

## (2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 令和元年10月21日(月) 至 令和元年10月25日(金)	未定 (注) 4	令和元年10月28日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、令和元年10月9日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、令和元年10月18日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、令和元年10月9日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び令和元年10月18日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、令和元年10月18日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、令和元年10月29日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、令和元年10月10日から令和元年10月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	3,918.50	未定 (注) 3	100	自 令和元年10月21日(月) 至 令和元年10月25日(金)	未定 (注) 4	令和元年10月28日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、4,610円以上4,750円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、令和元年10月18日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(3,918.50円)及び令和元年10月18日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、令和元年10月18日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、令和元年10月29日(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに関し、令和元年10月10日から令和元年10月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(3,918.50円)を下回る場合は本募集を中止いたします。



## 4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
北洋証券株式会社	札幌市中央区北一条西三丁目3番地		
計	-	71,500	-

(注) 1. 各引受人の引受株式数は、令和元年10月9日に決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(令和元年10月18日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、1,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	57,500	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	4,200	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	4,200	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	2,100	
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	1,400	
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号	700	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	700	
北洋証券株式会社	札幌市中央区北一条西三丁目3番地	700	
計	-	71,500	-

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(令和元年10月18日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、1,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

## 5【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
303,245,800	8,500,000	294,745,800

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(4,610円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
307,850,400	8,500,000	299,350,400

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(4,610円~4,750円)の平均価格(4,680円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

## (訂正前)

上記の差引手取概算額294,745千円に本第三者割当の手取概算額上限90,761千円を合わせた、手取概算額合計上限385,506千円については、以下の通り充当する予定であります。

教育融合型人材紹介サービス「カレッジ事業」における「就職カレッジ®」のさらなる地方展開及びその他サービスの拡大に向けた人員の拡充を目的として、人材採用費及び人件費に176,279千円（令和3年1月期51,371千円、令和4年1月期124,908千円）

新規支店開設を予定する仙台及び広島における当社の認知度を向上させ、支店開設後の円滑な拠点運営に向けた十分な求職者の母集団を形成すべく求職者確保のための販売促進費に88,800千円（令和3年1月期44,400千円、令和4年1月期44,400千円）。また、広島支店開設のための敷金・保証金として令和2年1月期に7,500千円、広島支店及び仙台支店開設のための造作工事等の費用として令和2年1月期に10,500千円。

残額につきましては、「カレッジ事業」における各カレッジサービスの求職者確保のための販売促進費に令和4年1月期までに充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 設備計画の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

## (訂正後)

上記の差引手取概算額299,350千円に本第三者割当の手取概算額上限92,139千円を合わせた、手取概算額合計上限391,489千円については、以下の通り充当する予定であります。

教育融合型人材紹介サービス「カレッジ事業」における「就職カレッジ®」のさらなる地方展開及びその他サービスの拡大に向けた人員の拡充を目的として、人材採用費及び人件費に176,279千円（令和3年1月期51,371千円、令和4年1月期124,908千円）

新規支店開設を予定する仙台及び広島における当社の認知度を向上させ、支店開設後の円滑な拠点運営に向けた十分な求職者の母集団を形成すべく求職者確保のための販売促進費に88,800千円（令和3年1月期44,400千円、令和4年1月期44,400千円）。また、広島支店開設のための敷金・保証金として令和2年1月期に7,500千円、広島支店及び仙台支店開設のための造作工事等の費用として令和2年1月期に10,500千円。

残額につきましては、「カレッジ事業」における各カレッジサービスの求職者確保のための販売促進費に令和4年1月期までに充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 設備計画の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

（訂正前）

令和元年10月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	71,500	329,615,000	千葉県市川市 佐藤 剛志 71,500株
計（総売出株式）	-	71,500	329,615,000	-

- （注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
- 2．本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3．売出数等については今後変更される可能性があります。
- 4．本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案しオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
- 5．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
- 6．振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）5に記載した振替機関と同一であります。
- 7．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（4,610円）で算出した見込額であります。

（訂正後）

令和元年10月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	71,500	334,620,000	千葉県市川市 佐藤 剛志 71,500株
計(総売出株式)	-	71,500	334,620,000	-

（注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2．本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3．売出数等については今後変更される可能性があります。

4．本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案しオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

5．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。

6．振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4に記載した振替機関と同一であります。

7．売出価額の総額は、仮条件（4,610円～4,750円）の平均価格（4,680円）で算出した見込額であります。

## 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	21,400	98,654,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	-	21,400	98,654,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(4,610円)で算出した見込額であります。

(訂正後)

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	21,400	100,152,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	-	21,400	100,152,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 4に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、仮条件(4,610円~4,750円)の平均価格(4,680円)で算出した見込額であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

## 3 第三者割当による自己株式の処分について

(訂正前)

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当について、当社が令和元年9月24日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 21,400株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1
(3)	払込期日	令和元年11月27日(水)

- (注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額(会社法上の払込金額)と同一とし、令和元年10月9日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、令和元年10月18日に決定します。

(訂正後)

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当について、当社が令和元年9月24日及び令和元年10月9日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 21,400株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき3,918.50円
(3)	払込期日	令和元年11月27日(水)

- (注) 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、令和元年10月18日に決定します。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

## 第四部【株式公開情報】

## 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

(訂正前)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年8月15日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	古庄 拓	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役)	5	318,120 (63,624) (注)5	経営意識を高めるため
平成29年12月1日	内野 久	東京都板橋区	当社従業員	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	10	636,240 (63,624) (注)5	所有者の当社退職による譲渡
平成31年1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	近藤 浩充	東京都品川区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	30	2,025,690 (67,523) (注)5	経営意識を高めるため
平成31年1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	知見寺 直樹	神奈川県茅ヶ崎市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	10	675,230 (67,523) (注)5	経営意識を高めるため
平成31年1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	古庄 拓	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役)	10	675,230 (67,523) (注)5	経営意識を高めるため
平成31年1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	東宮 美樹	東京都港区	当社従業員(注)4	10	675,230 (67,523) (注)5	経営意識を高めるため
平成31年1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	柳井 田彰	東京都中央区	当社従業員	10	675,230 (67,523) (注)5	経営意識を高めるため
平成31年1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	谷中 拓生	茨城県つくば市	当社従業員(注)4	10	675,230 (67,523) (注)5	経営意識を高めるため
平成31年1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	大野 達也	東京都江戸川区	当社従業員	10	675,230 (67,523) (注)5	経営意識を高めるため
平成31年1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	小原 正樹	新潟県長岡市	当社従業員	10	675,230 (67,523) (注)5	経営意識を高めるため
平成31年1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	古江 嘉之	東京都大田区	特別利害関係者等(当社監査役)	10	675,230 (67,523) (注)5	監査への意識を高めるため



移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
令和元年 7月8日	-	-	-	株式会社エン スー 代表取締役 佐藤 剛志	東京都江戸 川区松江3 -12-14	特別利害関係 者等（役員等 により総株主 の議決権の過 半数が所有さ れている会 社、大株主上 位10名）	500	31,812,000 (63,624) (注) 6	新株予約権 の権利行使

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成29年2月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検査した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 東宮美樹及び谷中拓生は、平成31年4月23日付で当社取締役に選任されております。
5. 移動価格は、第三者機関が算出した株価算定結果を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
6. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
7. 令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の上記「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

(訂正後)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年8月15日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	古庄 拓	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役)	5	318,120 (63,624) (注)5	経営意識を高めるため
平成29年12月1日	内野 久	東京都板橋区	当社従業員	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	10	636,240 (63,624) (注)5	所有者の当社退職による譲渡
平成31年1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	近藤 浩充	東京都品川区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	30	2,025,690 (67,523) (注)6	経営意識を高めるため
平成31年1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	知見寺 直樹	神奈川県茅ヶ崎市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)	10	675,230 (67,523) (注)6	経営意識を高めるため
平成31年1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	古庄 拓	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役)	10	675,230 (67,523) (注)6	経営意識を高めるため
平成31年1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	東宮 美樹	東京都港区	当社従業員(注)4	10	675,230 (67,523) (注)6	経営意識を高めるため
平成31年1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	柳井 田彰	東京都中央区	当社従業員	10	675,230 (67,523) (注)6	経営意識を高めるため
平成31年1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	谷中 拓生	茨城県つくば市	当社従業員(注)4	10	675,230 (67,523) (注)6	経営意識を高めるため
平成31年1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	大野 達也	東京都江戸川区	当社従業員	10	675,230 (67,523) (注)6	経営意識を高めるため
平成31年1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	小原 正樹	新潟県長岡市	当社従業員	10	675,230 (67,523) (注)6	経営意識を高めるため
平成31年1月22日	佐藤 剛志	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	古江 嘉之	東京都大田区	特別利害関係者等(当社監査役)	10	675,230 (67,523) (注)6	監査への意識を高めるため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
令和元年 7月8日	-	-	-	株式会社エン スー 代表取締役 佐藤 剛志	東京都江戸 川区松江3 -12-14	特別利害関係 者等（役員等 により総株主 の議決権の過 半数が所有さ れている会 社、大株主上 位10名）	500	31,812,000 (63,624) (注) 7	新株予約権 の権利行使

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成29年2月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 東宮美樹及び谷中拓生は、平成31年4月23日付で当社取締役に選任されております。
5. 移動価格は、時価純資産法に基づき算出した価格を参考として、譲渡人と譲受人が協議の上決定した価格であります。
6. 移動価格は、時価純資産法及びDCF法を併用して算出した価格を参考として、譲渡人と譲受人が協議の上決定した価格であります。
7. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
8. 令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の上記「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

## 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

(訂正前)

項目	株式(1)
発行年月日	令和元年7月10日
種類	普通株式
発行数	61株 (注)8
発行価格	99,850円 (注)5、8
資本組入額	49,925円 (注)8
発行価額の総額	6,090,850円
資本組入額の総額	3,045,425円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)2

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成29年5月1日	平成29年7月3日	平成29年7月3日
種類	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 800株(注)8	普通株式 195株(注)8	普通株式 13株(注)8
発行価格	64,254円 (注)6、8	63,624円 (注)6、8	63,624円 (注)6、8
資本組入額	32,127円(注)8	31,812円(注)8	31,812円(注)8
発行価額の総額	51,403,200円	12,406,680円	827,112円
資本組入額の総額	25,701,600円	6,203,340円	413,556円
発行方法	平成29年4月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成29年4月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成29年4月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	-	-

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成30年11月21日	平成30年11月21日	平成31年4月24日
種類	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)	第11回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 188株(注)8	普通株式 16株(注)8	普通株式 365株(注)8
発行価格	67,523円 (注)6、8	67,523円 (注)6、8	98,368円 (注)6、8
資本組入額	33,762円(注)8	33,762円(注)8	49,184円(注)8
発行価額の総額	12,694,324円	1,282,937円	35,904,320円
資本組入額の総額	6,347,162円	641,469円	17,952,160円
発行方法	平成30年11月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成30年11月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成31年4月23日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)4	(注)3	(注)4

(注)1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成31年1月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
  3. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後

6か月を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。

4. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
5. 発行価格は、時価純資産法及びDCF法等により算定した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、時価純資産法及びDCF法等により算定した価格を総合的に勘案して、決定しております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	63,624円 (注) 6、8	63,624円 (注) 6、8	63,624円 (注) 6、8
行使期間	自 平成29年5月1日 至 令和9年4月30日	自 平成31年7月4日 至 令和9年6月3日	自 平成31年7月4日 至 令和9年6月3日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	67,523円 (注) 6、8	67,523円 (注) 6、8	98,198円 (注) 6、8
行使期間	自 令和2年11月22日 至 令和10年10月21日	自 令和2年11月22日 至 令和10年10月21日	自 平成31年4月24日 至 令和11年4月23日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上

8. 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の内容を記載しております。

9. 新株予約権 については、退職等により付与対象者2名13株分の権利が喪失しております。

10. 新株予約権 については、社外協力者との関係解消により付与対象者1名3株分の権利が喪失しております。

11. 新株予約権 については、付与対象者18名44株分の権利が喪失しております。

(訂正後)

項目	株式(1)
発行年月日	令和元年7月10日
種類	普通株式
発行数	61株 (注) 9
発行価格	99,850円 (注) 5、9
資本組入額	49,925円 (注) 9
発行価額の総額	6,090,850円
資本組入額の総額	3,045,425円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成29年5月1日	平成29年7月3日	平成29年7月3日
種類	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 800株(注) 9	普通株式 195株(注) 9	普通株式 13株(注) 9
発行価格	64,254円 (注) 6、9	63,624円 (注) 6、9	63,624円 (注) 6、9
資本組入額	32,127円(注) 9	31,812円(注) 9	31,812円(注) 9
発行価額の総額	51,403,200円	12,406,680円	827,112円
資本組入額の総額	25,701,600円	6,203,340円	413,556円
発行方法	平成29年4月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成29年4月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成29年4月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	-	-

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成30年11月21日	平成30年11月21日	平成31年4月24日
種類	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)	第11回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 188株(注)9	普通株式 16株(注)9	普通株式 365株(注)9
発行価格	67,523円 (注)7、9	67,523円 (注)7、9	98,368円 (注)7、9
資本組入額	33,762円(注)9	33,762円(注)9	49,184円(注)9
発行価額の総額	12,694,324円	1,282,937円	35,904,320円
資本組入額の総額	6,347,162円	641,469円	17,952,160円
発行方法	平成30年11月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成30年11月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成31年4月23日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)4	(注)3	(注)4

(注)1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成31年1月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
  3. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後



6か月を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

4. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
5. 発行価格は、時価純資産法及びDCF法等により算定した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、時価純資産法に基づき算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
7. 発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、時価純資産法及びDCF法を併用して算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
8. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	63,624円 (注)6、 <u>9</u>	63,624円 (注)6、 <u>9</u>	63,624円 (注)6、 <u>9</u>
行使期間	自 平成29年5月1日 至 令和9年4月30日	自 平成31年7月4日 至 令和9年6月3日	自 平成31年7月4日 至 令和9年6月3日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2)新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2)新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2)新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	67,523円 (注)7、 <u>9</u>	67,523円 (注)7、 <u>9</u>	98,198円 (注)7、 <u>9</u>
行使期間	自 令和2年11月22日 至 令和10年10月21日	自 令和2年11月22日 至 令和10年10月21日	自 平成31年4月24日 至 令和11年4月23日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2)新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2)新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の 状況 (2)新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上

9. 当社は、令和元年6月18日開催の取締役会決議により、令和元年7月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の内容を記載しております。

10. 新株予約権 については、退職等により付与対象者2名13株分の権利が喪失しております。

11. 新株予約権 については、社外協力者との関係解消により付与対象者1名3株分の権利が喪失しております。

12. 新株予約権 については、付与対象者18名44株分の権利が喪失しております。